

介護保険制度 における税控除

高齢者のおむつ代

高齢者のおむつ代を医療費控除の対象として税務署に申告する場合、おむつ代の領収書に添付する書類として、1年目は医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降の申告に対しては市が発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できます。

おむつ代の税申告を行うのが2年目以降の方(18年中のおむつ代の医療費控除を申告した方)、19年中に購入したおむつ代を税申告する方、19年中に介護保険の要介護認定を受けている方、主治医意見書の内容により、寝たきり状態にあることおよび尿失禁の発生の可能性があることが確認できる方

障害者控除の申告

【対象】次の「のすべて」に該当する場合に市で確認書を発行します

市では、所得税の確定申告や市・都民税の申告を行う際

に、障害者手帳などをお持ちでなく19年12月31日現在、市内在住の65歳以上の方で、次のいずれかに該当する場合には、障害者控除を受けることができる認定書を発行します。



税理士会が行う 無料申告相談会 を開催 2月

小規模納税者の所得税や消費税、年金受給者および給与所得者の

【対象】介護保険の要介護認定を受けている方で、寝たきり高齢者、知的障害者(軽度・中度・重度)に準ずる方(土地・建物および株式などの譲渡所得のある身体障害者(1級・6級)に準ずる方

税理士会による無料申告相談会を開催します

税理士会主催の無料申告相談会日程

会場・所在地	2月									
	1日(金)	4日(月)	5日(火)	6日(水)	18日(月)	19日(火)	20日(水)	21日(木)	22日(金)	
東本久留米市役所 3-3-1										
清瀬市民センター 清瀬市元町1-6-6										
保谷こもれびホール 西東京市中町1-5-1										
小平市役所 小平市小川町2-1333										

受付時間は午前9時半~11時半、午後1時半~3時半

自転車等駐車場西第7を閉鎖

「西第9一時」 をご利用ください

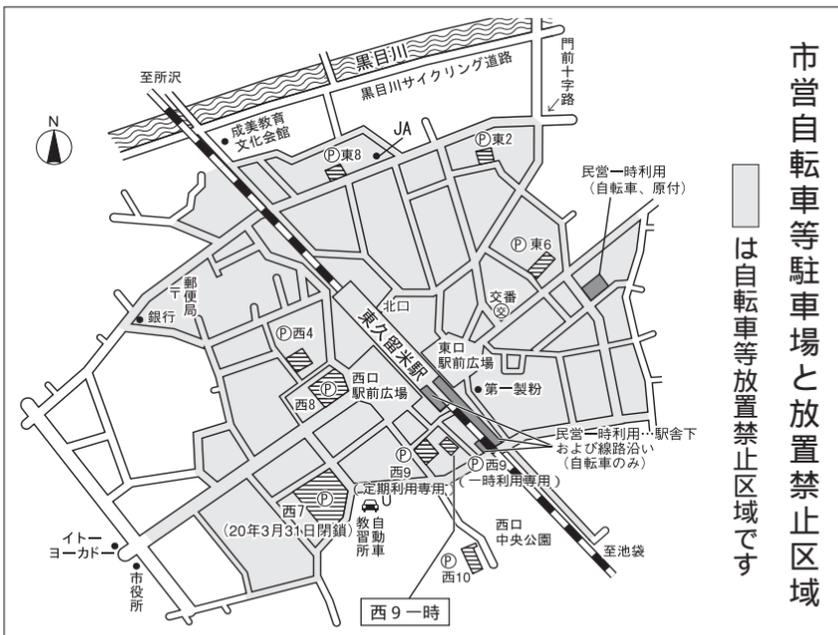
現在利用されている西第7自転車等駐車場は3月31日(月)で閉鎖します。

この駐車場は借地で、所有者のご協力により長期間使用させていたりましたが、返還のため閉鎖となり4月1日(火)以降は利用できませんのでご注意ください。

なお、現在、西第9駐車場の東側に定期利用として使用している「西第9・2自転車等駐車場」を4月1日(火)から「西第9一時利用駐車場」として運用開始しますので、一時利用の方はこちらをご利用してください。

西第9一時利用駐車場は西第7駐車場より駐車台数が大幅に減少し、自転車300台原付49台です。市でも駅周辺の自転車等駐車場の確保に努めていますが、土地所有者の土地利用の考えがあり、その確保が難しい状況です。特に駅西口側は自転車等駐車場の

駐車台数が不足しています。通勤・通学で東久留米駅を利用される方は徒歩やバス等の利用にご協力をお願いします。また、駅周辺は放置禁止区域となつています。自分一人くらいとの考えで放置されると歩行者や緊急車両等の通行の妨げとなりますので、放置しないようご協力をお願いします。詳しくは地域政策課都市交通係 ☎470・7764へ。



市営自転車等駐車場と放置禁止区域
■ は自転車等放置禁止区域です

4月から 新しい 健診・保健指導 が始まります

4月から、高齢者の医療の確保に関する法律(以下、法といふ)に基づき、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した新しい健診と保健指導を実施します。従来の基本健康診査は老人

メタボリックシンドローム... 内臓脂肪が蓄積したタイプの肥満に加えて、高血圧、高血糖、脂質異常症の病態を併せもつもの。心筋梗塞(こうそく)や脳梗塞などを起こす危険性が高い。

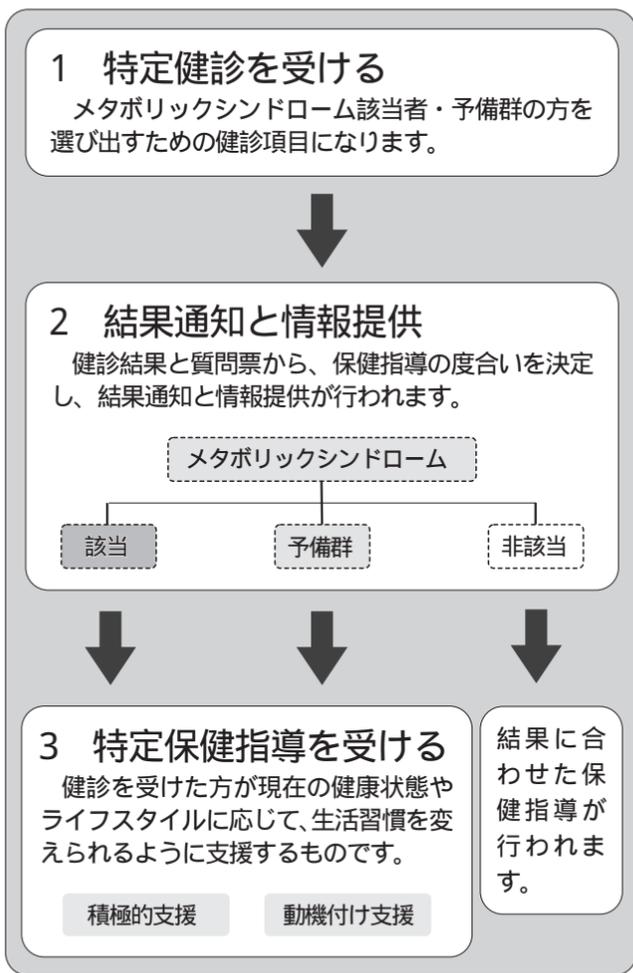
今までの健診と新しい健診の比較

	3月まで	4月から
実施主体	市町村	国民健康保険(医療保険者)(注1)
名称	基本健康診査(節目・集団・65歳以上)	特定健診、特定保健指導
目的	病気の早期発見	メタボリックシンドロームの予防、改善
対象者	男性(40歳以上)の市民 女性(18歳以上)の市民	40歳~74歳の国民健康保険加入者(注2)

(注1) 市の国民健康保険加入者以外の方は、本人が加入している健康保険組合などが実施します。

(注2) 75歳以上の方は、4月から始まる後期高齢者医療制度に基づき東京都後期高齢者医療広域連合で実施します。

特定健診・特定保健指導の流れ



保健法により市町村が行ってききましたが(左表参照)、新たに始まる「特定健診・特定保健指導」は、40歳~74歳のすべての医療保険加入者に対して、各医療保険加入者(市区町村国民健康保険、国民健康保険組合、健康保険組合、政府管掌健康保険、共済組合など)において実施することが法に

より義務付けられ、国が示している実施方法(左図参照)に沿って行うこととなります。現在、市では、4月からの実施に向けて準備を進めています。健診の実施方法の詳細は、決まり次第広報紙等でお知らせします。詳しくは保険年金課 ☎470・7733へ。

所得金額が高額の場合および相談内容が複雑な場合は

42・394・6811へ。

駅西口側は自転車等駐車場の



国民年金 だより

老齢年金を受けている方に源泉徴収票が送付されます

老齢基礎年金や老齢厚生年金などは、所得税法上雑所得として取り扱われ、課税の対象となります。

そのため、社会保険業務センターでは、19年の年金の支払い総額や介護保険料額、源泉徴収額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」を1月中旬から送付します。

「公的年金等の源泉徴収票」は、所得税が源泉徴収されたか否かにかかわらず、老齢基礎年金や老齢厚生年金を受けられている方全員に送付されます。

2つ以上の年金を受けている方や公的年金以外に所得がある方は、確定申告をする際にも必要となりますので、大切に保管してください。

「公的年金等の源泉徴収票」がお手元に届かないときや紛失された場合には年金ダイヤル ☎0570・051165 (IP電話・PHSからは ☎03・6700・1165) へ。

確定申告には社会保険料控除証明書が必要ですが、国民年金保険料は、全額が確定申告での社会保険料控除の対象となります。

確定申告で社会保険料控除の適用を受ける場合には、納付した保険料を証明する書類の添付が必要となります。

そのため、社会保険庁で

は19年10月1日までに納付された国民年金保険料額を証明した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を19年11月上旬に送付しています。

確定申告をする際には、この証明書と19年10月2日以降に納付した保険料の領収書を併せて添付してください。

また、19年10月2日~12月31日の間に、19年に初めて国民年金保険料を納付された方には、2月上旬に「控除証明書」を送付します。

紛失等による再発行や「控除証明書」に関する問い合わせは、控除証明書専用ダイヤル ☎0570・009911 (IP電話・PHSからは ☎045・3261840) へ。

詳しくは武蔵野社会保険事務所 ☎0422・561411へ。